

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
東松山市五領町一七番三六地 先から東松山市大字下野本字 久保原一五八七番一地先まで	東松山市山崎町一番一地先か ら東松山市大字下野本字久保 原一五八八番一地先まで	区 間
二九・六五〇五五・〇〇	一七・九〇〇七一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九一九・〇〇	二八〇六・〇〇	延長 (メートル)
県道東松山鴻巣線の区域 変更と同時告示 道路改築工事		備考